

## 暫定的な貸付けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、一時貸付けや3年を超える貸付け、事業用定期借地権の設定による貸付けの要望を受け付けています。物件により貸付けのできる用途・期間は異なりますので、詳細は受付担当課（統括）までお問い合わせ下さい。これらの貸付けは、有償となり、貸付け期間が満了した場合、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。また、下表の備考欄に「売却要望も受付中」と記載されている物件については、貸付要望に加え、売却要望も受け付けていますので、同様に受付担当課までお問い合わせください。国有地の貸付及び売却は、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定します。ホームページの更新の都合上、既に貸付けを行っている場合がありますので、その節はご了承願います。

※新規物件に「New」を表示しています。

受付担当課等電話番号一覧表

本局 特別官	中国財務局管財部特別国有財産管理官	082-221-9221
本局 統括一	中国財務局管財部統括国有財産管理官 (第一部門)	082-221-9221
呉 統括	中国財務局呉出張所統括国有財産管理官	0823-21-6411

【広島県分】

令和3年12月1日現在

整理番号	所在地	登記地目 (現況地目)	面積 (平方メートル)	暫定活用可能な貸付け			貸付可能 期間	要望受付 期間	担当		電話番号	備考
				一時貸 付け	3年を 超える 貸付け	事業用 定期借 地権の 設定に よる貸 付け			事務所等	課等		
New 1	広島市中区上幟町3番8	宅地 (宅地)	2,240.61	○			要相談	随時	本局	特別官	上記一覧表 のとおり	(留保財産)
2	広島市中区東白島町 19番74	宅地 (宅地)	3,209.72	○			要相談	随時	本局	特別官	上記一覧表 のとおり	(留保財産)
3	広島市中区西白島町3番1 のうち	宅地 (宅地)	124.33	○			要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	
4	広島市南区似島町字長谷 4860番1のうち	宅地 (宅地)	4,832.03	○	○	○	要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	
5	広島市南区似島町字長谷 4860番外	宅地 (雑種地)	1,445.35	○	○	○	要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	
6	広島市安芸区中野東 六丁目4468番1	雑種地 (宅地)	439.85	○	○		要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中
7	広島市佐伯区皆賀 四丁目721番6	宅地 (宅地)	10,113.85	○			要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中 建物あり
8	福山市神村町字木ノ原 3862番1外1筆	田 (田) 宅地 (宅地)	1,078.62 240.96	○			要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中 建物あり
9	福山市千田町二丁目 4023番3	宅地 (宅地)	1,341.21	○			要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中 建物あり
10	三次市君田町石原字 下保田665番1	雑種地 (雑種地)	349.91	○			要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中
11	三次市君田町石原字 向原449番14	原野 (雑種地)	136.78	○			要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中
12	安芸高田市甲田町上甲立字 下市461番1	田 (雑種地)	548.82	○	○	○	要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中
13	安芸高田市美土里町本郷字 呼巖4175番4	田 (田)	815.47	○			要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	

整理番号	所在地	登記地目 (現況地目)	面積 (平方メートル)	暫定活用可能な貸付け			貸付可能 期間	要望受付 期間	担当		電話番号	備考
				一時貸 付け	3年を 超える 貸付け	事業用 定期借 地権に よる貸 付け			事務所等	課等		
14	安芸高田市美土里町本郷字 広畠4275番外4筆	宅地・原野・ 田・畑 (宅地・雑種 地)	1,641.05	○	○		要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中
15	安芸高田市吉田町相合字 大原2088番3	宅地 (宅地)	644.25	○			要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	
16	山県郡安芸太田町大字 加計字神田3490番7	宅地 (宅地)	731.43	○	○	○	要相談	随時	本局	統括一	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中
17	呉市音戸町波多見六丁目 5232番2	宅地 (宅地)	1,723.59	○			要相談	随時	呉	統括	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中
18	呉市宝町7番11、12	宅地 (宅地)	1,003.63	○			要相談	随時	呉	統括	上記一覧表 のとおり	
New 19	呉市吉浦東本町二丁目 52番	宅地 (宅地)	120.51	○			要相談	令和3年 12月1日 から 令和3年 12月15日	呉	統括	上記一覧表 のとおり	
20	豊田郡大崎上島町東野字 西矢弓2937番1外1筆	宅地 (宅地) 公衆用道路 (公衆用道 路)	693.45 17.80	○	○	○	要相談	随時	呉	統括	上記一覧表 のとおり	売却要望も 受付中

※ 記載事項は掲載時点のものであり、今後、分合筆登記や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

・一時貸付け

利用できる期間は3年以内となり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、マンションギャラリー、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。

・3年を超える貸付け

利用できる期間は3年超30年以内となり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。建物所有以外の使用目的である場合に限りです。

・事業用定期借地権による貸付け

利用できる期間は10年以上30年以内となります。